

日光市優良建設業者表彰規則第6条に定める審査基準の内容は下記のとおりです。

### 優良建設業者選定に係る審査内容表

①	対象工事の評定点が、当該年度の日光市発注工事評定点の平均点を上回っているか。
②	当該年度の日光市発注工事の全受注工事の評定点平均点が、当該年度の日光市発注工事評定点の平均点を上回っているか。
③	当該年度の日光市発注工事の全受注工事の評定点が、当該年度の日光市発注工事評定点の平均点を上回っているか。
④	当該年度の日光市発注工事の全受注工事の評定点が、当該年度の工種別平均点を上回っているか。
⑤	対象工事の現場代理人、及び主任技術者もしくは監理技術者が、主体的に現場運営を行っていたか。
⑥	当該年度に日光市から指名停止等の措置を受けていないか。
⑦	当該年度の日光市発注の全受注工事のうちで遅延工事がないか。
⑧	完成検査において、法令違反の指摘を受けていないか。
⑨	推薦を受けた建設業者は災害・除排雪・水道修繕等行政への協力業者か。
⑩	推薦を受けた建設業者が当該年度の全受注工事において現場代理人、及び主任技術者若しくは監理技術者が主体的に現場運営を行っていたか。

※優良建設業者は、「日光市優良建設業者審査会」において担当課から推薦があった工事(建設業者)を審査し選定します。

※上表の「日光市発注工事」とは、請負金額300万円以上の工事が対象となります。